



る法律の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第八十六号)附則第四項によつて、總理府の附屬機関として設置されたのであります。その設置期限は、昭和四十一年十二月十五日までとされておりますので、この機会に同審議会の設置に関する法文の整理をすることが必要であります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(豊田雅幸君) 以上で提案理由の説明は終わりました。本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

それでは、本日はこれをもつて散会いたします。

午前十一時三十六分散会

三月三日本委員会に左の案件を付託された。

一、旧軍人恩給に関する請願(第八号)(第九

号)(第一五号)(第四〇号)(第四一号)(第四九

号)(第一〇一号)(第一〇二号)(第一〇五号)

(第一一九号)(第一一二号)(第一二三号)(第

一三〇号)(第一四三号)(第一四四号)(第一四

七号)(第一六二号)(第一六三号)

一、建設関係現場職員の給与改善に関する請願

(第四八号)

一、年金(恩給)の増額及び公立学校共済組合健

康保険証の終身使用に関する請願(第一〇

四号)(第一二九号)(第一四五号)

一、元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給

共済問題に関する請願(第一〇六号)

一、恩給、年金等受給者の待遇に関する請願(第一一八号)

一、法務局職員の一万名増員等に関する請願(第一三一号)(第一三三号)(第一三三号)

一、三四号)(第一三五号)(第一三六号)(第一三

七号)(第一三八号)(第一三九号)(第一四〇

号)(第一四八号)(第一五二号)(第一五三号)

(第一五四号)(第一五五号)(第一五六号)(第一

一七七号)(第一五八号)(第一五九号)(第一六

〇号)(第一六一號)

一、公共事業に從事する建設関係現場職員等に

対する特殊勤務手当支給に関する請願(第一五

一號)

第八号 昭和四十二年二月十五日受理

旧軍人恩給に関する請願(第一六二号)

請願者 神奈川県横須賀市久里浜五ノ一三

ノ二三全国軍恩連盟横須賀支部

紹介議員 内池田満次郎

旧軍人等に関する恩給待遇を検討し、左記

事項を昭和四十二年度から昭和四十四年度の間に改定すること。

二、加算年を旧文官同様恩給年額の計算に算入す

ること。

三、仮定俸給年額の号俸における旧文官との差別

をすみやかに撤廃すること。

四、一時恩給年限の実在職連続七年以上を実在職

連続三年以上とは正すること。

五、旧軍特務官等の仮定俸給年額を在職中の

俸給を勘案して調整すること。

六、旧軍人相互間の不均衡を解消するため各種職

務加算(内地職務加算を含む)を復活すること。

七、抑留加算をいまなお外国の管理下にある南西

諸島等にも適用すること。

八、在職十二年以上十三年未満で退職した准士官

以上に下士官の恩給を給すること。

九、戦犯としての拘禁期間をすべて在職年に算入

すること。

十、海外抑留の期間をすべて在職年に算入するこ

と。

十一、恩給の裁定及び職權改定事務をさらに促進

すること。

理由

政府は、このたび恩給審議会を設置し、恩給問題について調査審議を諒問されたが、旧軍人等に対する恩給待遇については、いまだお占領政治の余弊が強く尾を引き、いわゆる差別待遇がはなはだしい。

第八号 昭和四十二年二月十五日受理

旧軍人恩給に関する請願(第一六二号)

請願者 山梨県南巨摩郡増穂町青柳町二〇

〇樋口健一外五名

紹介議員 吉江勝保君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第九号 昭和四十二年二月十五日受理

旧軍人恩給に関する請願(第一六二号)

請願者 埼玉県浦和市大谷口一、八一

野口利信外六名

紹介議員 土屋義彦君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第十号 昭和四十二年二月十五日受理

旧軍人恩給に関する請願(第一六二号)

請願者 木康一郎外十名

紹介議員 土屋義彦君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第十一号 昭和四十二年二月十五日受理

旧軍人恩給に関する請願(第一六二号)

請願者 長野県中野市大字中野六六八

木太郎外千七百三十六名

紹介議員 木内四郎君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第十二号 昭和四十二年二月十六日受理

旧軍人恩給に関する請願(第一六二号)

請願者 埼玉県羽生市大字北荻島八九三

根岸辰次郎外五名

紹介議員 上原正吉君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

請願者 長野県下伊那郡豊丘村大字神船九、〇四四、菅沼守久外十名

紹介議員 木内四郎君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

請願者 埼玉県東松山市大字高坂八九四

松崎正宣外二名

紹介議員 上原正吉君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

請願者 埼玉県越谷市大字別府一七七

鈴木康一郎外十名

紹介議員 土屋義彦君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

請願者 埼玉県行田市大字持田五、八五二

長島英男外二名

紹介議員 上原正吉君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一二三号 昭和四十二年二月二十日受理	請願者 埼玉県北埼玉郡川里村屈巣二、七 七七 川辺雪生	二、共済組合健康保険証を終身使うことができるようになること。(その場合最低の掛金をかけてもよい。)
第一三〇号 昭和四十二年二月二十一日受理	請願者 埼玉県浦和市仲町四ノ一五ノ五 山本光外四名	この請願の趣旨は、第八号と同じである。
旧軍人恩給に関する請願(三通)	紹介議員 土屋 義彦君	この請願の趣旨は、第八号と同じである。
請願者 長野県下高井郡山ノ内町佐野 古 幡巳喜雄外五百三名	紹介議員 木内 四郎君	この請願の趣旨は、第八号と同じである。
旧軍人恩給に関する請願(二十六通)	紹介議員 上原 正吉君	この請願の趣旨は、第八号と同じである。
第一四三号 昭和四十二年二月二十一日受理	請願者 埼玉県大里郡岡部村大字普濟寺 一、〇三五 丸山誠一郎外二十五名	この請願の趣旨は、第八号と同じである。
旧軍人恩給に関する請願(三十八通)	紹介議員 上原 正吉君	この請願の趣旨は、第八号と同じである。
第一四五号 昭和四十二年二月二十一日受理	請願者 埼玉県岩槻市大字相野原一二一 利根川政雄外三十七名	この請願の趣旨は、第八号と同じである。
旧軍人恩給に関する請願(三十八通)	紹介議員 土屋 義彦君	この請願の趣旨は、第八号と同じである。
第一四七号 昭和四十二年二月二十二日受理	請願者 埼玉県下高井郡野沢温泉村大字前 坂八、四六六 松村久四郎外百九 十七名	この請願の趣旨は、第八号と同じである。
第一四七号 昭和四十二年二月二十二日受理	紹介議員 木内 四郎君	この請願の趣旨は、第八号と同じである。
第一四八号 昭和四十二年二月十六日受理	建設関係現場職員の給与改善に関する請願 請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県 谷村 貞治君	建設関係現場職員の給与改善に関する請願 請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県 谷村 貞治君
理由	紹介議員 谷村 貞治君	この請願の趣旨は、第八号と同じである。
第一四九号 昭和四十二年二月二十一日受理	請願者 埼玉県岩槻市大字相野原一二一 利根川政雄外三十七名	この請願の趣旨は、第八号と同じである。
旧軍人恩給に関する請願(三十八通)	紹介議員 上原 正吉君	この請願の趣旨は、第八号と同じである。
第一五〇号 昭和四十二年二月十七日受理	請願者 岐阜県各務原市那加本町 松岡雪 子外八十四名	この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。
年金(恩給)の増額及び公立学校共済組合健康保険 証の終身使用に関する請願(七通)	紹介議員 千葉千代世君	この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。
第一五一号 昭和四十二年二月二十一日受理	請願者 岐阜県中津川市本町四ノ一ノ四 八 原田たづ子外二十九名	この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。
年金(恩給)の増額及び公立学校共済組合健康保険 証の終身使用に関する請願(五通)	紹介議員 千葉千代世君	この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。
第一五二号 昭和四十二年二月二十二日受理	請願者 岐阜県各務原市鶴沼各務原 加藤 広一外八十九名	この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。
退職教師の老後の生活保障のため、左記事項を一 年も早く実現されたい。	紹介議員 千葉千代世君	この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。
第一五三号 昭和四十二年二月二十二日受理	請願者 岐阜県各務原市鶴沼各務原 加藤 広一外八十九名	この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。
第一五六号 昭和四十二年二月二十二日受理	紹介議員 大森 創造君	この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。
理由	元南満州鉄道株式会社職員であった国家公務員、 地方公務員、三公社職員の恩給共済年限の通算措 置については、第四十三回国会において、関係法 律の改正が行なわれ、要望の大部分が実現を見た のであるが、現行規定ではなお左記の問題が未解 決のため著しい不均衡が残存し、多数の不満を招 来しているから、早期にこれが改正を実現され たい。	この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。
第一五七号 昭和四十二年二月二十二日受理	請願者 岐阜県各務原市那加本町 松岡雪 子外八十四名	この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。
年金(恩給)の増額及び公立学校共済組合健康保険 証の終身使用に関する請願(五通)	紹介議員 千葉千代世君	この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。
第一五八号 昭和四十二年二月二十二日受理	請願者 岐阜県各務原市那加本町 松岡雪 子外八十四名	この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。
理由	元南満州鉄道株式会社職員であった国家公務員、 地方公務員、三公社職員の恩給共済年限の通算措 置については、第四十三回国会において、関係法 律の改正が行なわれ、要望の大部分が実現を見た のであるが、現行規定ではなお左記の問題が未解 決のため著しい不均衡が残存し、多数の不満を招 来しているから、早期にこれが改正を実現され たい。	この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。
第一五九号 昭和四十二年二月二十二日受理	請願者 岐阜県各務原市那加本町 松岡雪 子外八十四名	この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。
理由	元南満州鉄道株式会社職員であった国家公務員、 地方公務員、三公社職員の恩給共済年限の通算措 置については、第四十三回国会において、関係法 律の改正が行なわれ、要望の大部分が実現を見た のであるが、現行規定ではなお左記の問題が未解 決のため著しい不均衡が残存し、多数の不満を招 来しているから、早期にこれが改正を実現され たい。	この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。
第一六〇号 昭和四十二年二月二十二日受理	請願者 岐阜県水戸市見川町四〇八 柏清 蔵	この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。
理由	元南満州鉄道株式会社職員であった国家公務員、 地方公務員、三公社職員の恩給共済年限の通算措 置については、第四十三回国会において、関係法 律の改正が行なわれ、要望の大部分が実現を見た のであるが、現行規定ではなお左記の問題が未解 決のため著しい不均衡が残存し、多数の不満を招 来しているから、早期にこれが改正を実現され たい。	この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。

については、第四十三回国会、第四十五回国会、第  
四十八回国会参議院内閣委員会において三年連続  
して各党共同提案にかかる附帯決議が付せられて  
いる。

## 第一一八号 昭和四十二年二月十八日受理

恩給、年金等受給者の待遇に関する請願  
請願者 北海道室蘭市中央町一ノ四ノ七北  
海道国鉄O.B会室蘭支部内 角田

奇一外三千四十四名

紹介議員

岡本

悟君

退職公務員の恩給、年金等について、左記事項を  
すみやかに実現されたい。

一、現在の恩給、年金等を公務員の給与水準に即  
応して、ただちに増額改正すること。  
二、将来、恩給、年金等の実質価値が、諸般の社  
会情勢に即応して、常に保全されかつ合理的に  
改善されるよう、スライド制をすみやかに法制  
化すること。  
三、昭和二十三年七月以降の退職者とその前後に  
わたる文官関係の恩給及びとくに退職年次別に  
よる格差を合理的に改善すること。

恩給、年金等については、経済情勢に応じて現職給  
与に準じて遂次改善されているが、なお今後調整  
を要する問題が多く、とくに前記三項目は経済成  
長の著しい今日、すみやかに妥当な措置を講ずる  
よう切望する。

第一三一号 昭和四十二年二月二十一日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(三通)

請願者 神奈川県川崎市木月一ノ四七一

田辺ひさみ外二名

紹介議員 大河原一次君  
法務局の人員問題に關し、左記事項の実現を要求  
する。  
一、職員の一万名増員を行なうこと。  
二、臨時職員を即時定員化すること。

理由

るをえない。

紹介議員 佐多 忠隆君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

## 第一三二号 昭和四十二年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)

請願者 大阪市阿倍野区昭和町中四ノ二  
八 桂光弘外三名紹介議員 大橋 和孝君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

## 第一三三号 昭和四十二年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)

請願者 高知県室戸市浮津七七六 野本哲  
雄外三名紹介議員 山本伊三郎君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

## 第一三四号 昭和四十二年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)

請願者 青森市大字大野字長島三一 雪田  
誠三外四名紹介議員 北村 暉君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

## 第一三五号 昭和四十二年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者 石川県金沢市長土堀二ノ九ノ七  
柿島幸一外五名紹介議員 近藤 信一君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

## 第一三六号 昭和四十二年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者 愛媛県北条市社 品田義晴外五名

紹介議員 久保 等君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

## 第一三七号 昭和四十二年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通)

請願者 宮崎県宮崎郡清武町大字船引七  
村敏夫外二名紹介議員 大河原一次君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

一、1 法務局は登記、人権、証務、供託、戸籍等  
多方面にわたる業務を取り扱い、国民の私  
有財産権その他の権利を保護するための  
サービス官庁である。しかし、現状はサー  
ビス官庁としての機能を十二分に果たして  
いるとはいえない、多くの国民に多大の迷惑  
をかけている実情であり、その原因は仕事  
量に対する執務体制の不備にある。

2 すなわち、法務局の代表的な業務である  
一般登記事件の事務量はこの十年間に約  
四・五倍に増加しているのに、これに対す  
る人員増加率はわずか十四パーセントと  
どまり、一人あたりの負担量は四倍強にふ  
えている。また、メートル法をはじめとする  
特殊作業事件、及び政策事件に伴う事務  
量は幾何級数的に増大し、更に、他の人  
権、証務、供託、戸籍の仕事も同様増大し  
ている。この中であつて職員は、法の要請  
に基づき、慎重かつ迅速を旨として、神經  
と肉体をすり減らしながら、日夜懸命に勤  
めている。

3 このような現状が放置されていることは  
国民のためにも、職員にとっても不本意な  
行政を強制される結果となつていて。法務  
局を真に国民のためのサービス機関として  
充実させ、同時に職員の過重の労働条件を解  
消するためには、法務局職員の一万名増  
員を図る以外にないと考えられる。

4 現在法務局には約千三百名の臨時職員がお  
り、正規の職員同様法務行政に多大の貢献をし  
ているのであるが、その労働条件は、平均日額  
五百円、月収一万二千円と極めて悪く、しかも  
その殆んどが将来性ある青年男女で平均年令二  
十四歳、平均勤続年数一年(最高七年)といふ経  
歴を持ちながらも日々雇用という不安定な身分  
の下に放置されている。このような事実が、法  
務局に实在することは、まことに遺憾であり、ま  
さに政治問題であり、社会問題であると言わざ  
るをえない。

5 法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通)

6 法務局職員の一万名増員等に関する請願(三通)

7 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

8 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

9 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

10 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

11 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

12 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

13 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

14 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

15 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

16 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

17 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

18 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

19 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

20 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

21 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

22 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

23 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

24 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

25 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

26 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

27 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)



法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)

請願者 東京都世田谷区代沢四ノ二三ノ七 落合繁太郎外三名

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

紹介議員 近藤 信一君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第一八八号 昭和四十二年二月二十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者 高知市八百屋町二三 浜口晴彦外五名

第一八三号 昭和四十二年二月二十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)

請願者 東京都北区桐ヶ丘一ノ、三二〇 E二二ノ二、二一〇 神崎輝明外三名

紹介議員 大河原一次君

第一八九号 昭和四十二年二月二十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者 熊本市出水町国府一、〇二七ノ一 永田巳由外五名

紹介議員 森中 守義君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第一八四号 昭和四十二年二月二十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)

請願者 愛媛県温泉郡中島町大字大浦 野要一郎外四名

紹介議員 久保 等君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第一九〇号 昭和四十二年二月二十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通)

請願者 宮崎県都城市大字郡元二、九四二 ノ二 森男外八名

紹介議員 佐多 忠隆君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第一九一号 昭和四十二年二月二十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(十通)

請願者 北海道苦小牧市勇松一四三 竹田 雅之外九名

紹介議員 北村 嘴君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第一九二号 昭和四十二年二月二十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(十四通)

請願者 大阪府寝屋川市郡八〇六 青木國 太郎外五名

紹介議員 竹田 現照君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第一九三号 昭和四十二年二月二十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者 石川県河北郡津幡町宇太田 橋本 久子外五名

紹介議員 鶴園 哲夫君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第一九四号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(三通)

請願者 高知市八百屋町二三 浜口晴彦外五名

紹介議員 近藤 信一君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

請願者 栃木県芳賀郡芳賀町大字下延生五二六 大関壹和外十一名

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

紹介議員 竹田 現照君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第一一三号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者 高知県中村市小姓町五七 藤原史朗外五名

紹介議員 山本伊三郎君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二〇八号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(三通)

請願者 横浜市保土ヶ谷区仏向町一八七村 田方 市川登美雄外二名

紹介議員 岡田 宗司君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二〇九号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)

請願者 青森市大字松森字佃一七八 戸崎 正之外三名

紹介議員 北村 嘴君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二一〇号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)

請願者 千葉県船橋市二和町一二三 小田 満外四名

紹介議員 小林 武君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二一一号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者 愛媛県宇摩郡新宮村大字新宮 長 野常雄外四名

紹介議員 佐多 忠隆君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二一二号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)

請願者 愛媛県川辺郡川辺町平山二、四 七一 田中英男外十三名

紹介議員 大河原一次君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二一三号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(十通)

請願者 熊本市春竹町一、四八〇 稲田豊 外四名

紹介議員 鶴園 哲夫君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二一四号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通)

請願者 京都市伏見区向島中島町二六 由良美恵子外六名

紹介議員 大橋 和孝君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二一五号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通)

請願者 石川県金沢市東山三ノ一五ノ一 中田清治外七名

紹介議員 近藤 信一君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二一六号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通)

請願者 宮崎市大字島之内宇馬出七、一五 七 一ノ一 橋健二外七名

紹介議員 佐多 忠隆君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二一七号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(十通)

請願者 東京都目黒区大岡山二ノ一一ノ一 大崎弘子外九名

紹介議員 大河原一次君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二一八号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(十通)

請願者 熊本市春竹町一、四八〇 稲田豊

紹介議員 大河原一次君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二一九号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(十通)

請願者 熊本市春竹町一、四八〇 稲田豊

紹介議員 大河原一次君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二二〇号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(十一通)

請願者 熊本市春竹町一、四八〇 稲田豊

紹介議員 大河原一次君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二二一号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(十二通)

請願者 熊本市春竹町一、四八〇 稲田豊

紹介議員 大河原一次君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二二二号 昭和四十二年二月二十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(十三通)

請願者 熊本市春竹町一、四八〇 稲田豊

紹介議員 大河原一次君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。



第二九五号 昭和四十二年三月一日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通) 請願者 千葉県佐倉市白井一、四一六〇 紹介議員 大河原一次君 一 半田忠美外四名	岡村敬造外八名 紹介議員 山本伊三郎君 この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。
第二七三号 昭和四十二年二月二十八日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(十三通) 請願者 青森県西津軽郡雄ヶ沢町大字漁師 町八二 福井辰夫外十二名 紹介議員 北村 暢君 この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。	紹介議員 北村 暢君 この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。
第二七四号 昭和四十二年二月二十八日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(十八通) 請願者 島根県大田市大森町一〇五 大谷 久信外十七名 紹介議員 中村 英男君 この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。	紹介議員 鶴園 哲夫君 この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。
第二九七号 昭和四十二年三月一日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通) 請願者 石川県輪島市町野町鈴屋二六四 中野一夫外四名 紹介議員 近藤 信一君 この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。	紹介議員 近藤 信一君 この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。
第二九八号 昭和四十二年三月一日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通) 請願者 京都市右京区鴨原塚本町 大前貴 美子外六名 紹介議員 大橋 和孝君 この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。	紹介議員 大橋 和孝君 この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。
第二九九号 昭和四十二年三月一日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(九通) 請願者 東京都江東区深川猿江町二ノ一 一 鈴木方 松沢敏彦外一名 紹介議員 小林 武君 この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。	紹介議員 久保 等君 この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。
第三〇〇号 昭和四十二年三月一日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(三通) 請願者 青森県黒石市大字株梗ノ木字村元 一四石沢方 佐藤毅外八名 紹介議員 北村 暢君 この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。	紹介議員 久保 等君 この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。
第三〇一号 昭和四十二年三月一日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(九通) 請願者 高知県土佐郡土佐村土居三六二 この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。	紹介議員 岡村敬造外八名 紹介議員 山本伊三郎君 この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。
第三〇二号 昭和四十二年三月一日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(九通) 請願者 宮崎県西諸県郡加久藤町小田四一 五ノ一 浜田金藏外八名 紹介議員 佐多 忠隆君 この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。	紹介議員 佐多 忠隆君 この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。
第三〇三号 昭和四十二年三月一日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二十通) 請願者 福岡県八女郡黒木町今五八四 一 森敏明外十九名 紹介議員 鶴園 哲夫君 この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。	紹介議員 佐多 忠隆君 この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。
第三〇四号 昭和四十二年三月一日受理 法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通) 請願者 東京都小平市学園西町一、二四二 谷米次 紹介議員 大森 久司君 元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩 給等通算に関する請願 請願者 奈良市法連佐保川西町九七二 長 谷米次 紹介議員 大森 久司君 元南滿州鉄道株式会社職員であつた国家公務員、 地方公務員、三公社職員の恩給共済年限の通算措 置については、第四十三回国会において、関係法 律の改正が行なわれ、要望の大部が実現を見た のであるが、現行規定ではなお左記の問題が未解 決のため著しい不均衡が残存し、多数の不満を招 来しているから、早期にこれが改正を実現された い。	紹介議員 山本伊三郎君 この請願の趣旨は、第二〇一号と同じである。 紹介議員 山本伊三郎君 この請願の趣旨は、第二〇一号と同じである。 紹介議員 千葉千代世君 この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。
第三〇五号 昭和四十二年三月一日受理 法務局職員等に関する請願(五通) 請願者 岡田 宗司君 貞三外二名 紹介議員 岡田 宗司君 この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。	紹介議員 岐阜県恵那郡明智町吉良見 伊藤 可和外八十九名 この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。
第三〇六号 昭和四十二年三月一日受理 法務局職員等に関する請願(九通) 請願者 高知県土佐郡土佐村土居三六二 この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。	紹介議員 岐阜県恵那郡明智町吉良見 伊藤 可和外八十九名 この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。



紹介議員 木内 四郎君  
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三六四号 昭和四十二年三月六日受理  
旧軍人恩給に関する請願(十四通)  
請願者 長野県東筑摩郡本郷村 丸山宗雄  
紹介議員 木内 四郎君  
外十三名  
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三七六号 昭和四十二年三月七日受理  
旧軍人恩給に関する請願(十一通)  
請願者 長野県飯山市大字瑞穂豊三二二ノ一  
一飯水軍恩連監瑞穂支部内 川久  
保健太郎外十名  
紹介議員 木内 四郎君  
中島幾市外十八名  
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三七六号 昭和四十二年三月七日受理  
旧軍人恩給に関する請願(十一通)  
請願者 長野県飯山市大字瑞穂豊三二二ノ一  
一飯水軍恩連監瑞穂支部内 川久  
保健太郎外十名  
紹介議員 木内 四郎君  
中島幾市外十八名  
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二五号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(三通)  
請願者 東京都青梅市西分九五 川口郁男  
紹介議員 岡田 宗司君  
外二名  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三二五号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)  
請願者 石川県珠洲市飯田町一一ノ五〇一  
横山恵美子外三名  
紹介議員 近藤 信一君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三二六号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)  
請願者 群馬県太田石原一、〇五〇 小林  
忠男外四名  
紹介議員 大和 与一君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三二七号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)  
請願者 大阪市浪速区大口町一ノ三 山本  
宏外四名  
紹介議員 大橋 和孝君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三二七号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)  
請願者 滋賀県大津市丸ノ内町三ノ一九  
鶴田慶一  
紹介議員 奥村 悅造君  
この請願の趣旨は、第二〇一号と同じである。

第三二八号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)  
請願者 愛媛県松山市小坂町一ノ六ノ一二  
池川利行外四名  
紹介議員 久保 等君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三二三号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)  
請願者 東京都台東区浅草日本堤三ノ二〇  
福田進一外二名  
紹介議員 小林 武君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三二九号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)  
請願者 東京都北区赤羽町一ノ一九二 新  
井勇外四名  
紹介議員 大河原一次君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三二四号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(三通)  
請願者 東京都青梅市西分九五 川口郁男  
紹介議員 岡田 宗司君  
外六名  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三三〇号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通)  
請願者 熊本市大江四ノ七ノ九 木下知春  
紹介議員 森中 守義君  
外六名  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三三一号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(九通)  
請願者 青森県南津軽郡平賀町大字柏木町  
宇藤山二七ノ五 坂本清八郎外八  
名  
紹介議員 北村 輝君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三三二号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(九通)  
請願者 群馬県群馬郡群馬町金古二、一三  
二 近藤スミ外一名  
紹介議員 大和 与一君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三三三号 昭和四十二年三月二日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(九通)  
請願者 高知市永国寺町一八 田村千恵子  
外八名  
紹介議員 山本伊三郎君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三六六号 昭和四十二年三月六日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)  
請願者 熊本市本山町四〇九 柳田昭三外  
一名  
紹介議員 森中 守義君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三六七号 昭和四十二年三月六日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(三通)  
請願者 東京都八王子市長房町五六 大田  
治男外二名  
紹介議員 岡田 宗司君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三六八号 昭和四十二年三月六日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)  
請願者 大阪市生野区東桃谷町一ノ五、八  
一七 川野善朗外三名  
紹介議員 大橋 和孝君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第三六九号 昭和四十二年三月六日受理  
法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)  
請願者 鹿児島市常盤町四七五 島中シヅ  
外二十五名  
紹介議員 鶴園 哲夫君  
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)	請願者 青森市大字八重田字矢作七六 原剛外五名	この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。
紹介議員 北村 暢君	第三七五号 昭和四十二年三月六日受理	法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。	請願者 東京都品川区東大井三ノ一ノ一八 西川保外一名	法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)
第三七〇号 昭和四十二年三月六日受理	請願者 小林 武君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)
法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)	請願者 石川県羽咋市的場町的場四〇 細川吉三外五名	法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)
紹介議員 近藤 信一君	この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。	請願者 東京都品川区東大井三ノ一ノ一八 西川保外一名
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。	請願者 東京都品川区東大井三ノ一ノ一八 西川保外一名	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
第三七一号 昭和四十二年三月六日受理	請願者 栃木県宇都宮市小幡町 大掛正二 外十名	法務局職員の一万名増員等に関する請願(十一通)
法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通)	紹介議員 竹田 現照君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(十一通)
請願者 愛媛県西条市神押甲三四四 酒井久保 等君	この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。	請願者 東京都品川区東大井三ノ一ノ一八 西川保外一名
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。	請願者 栃木県宇都宮市小幡町 大掛正二 外十名	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
第三七二号 昭和四十二年三月六日受理	紹介議員 中村 英男君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(十一通)
法務局職員の一万名増員等に関する請願(九通)	請願者 島根県松江市東茶町三八 伊藤恒夫外十四名	法務局職員の一万名増員等に関する請願(十一通)
請願者 福岡県浮羽郡田主丸町森部五四高倉康外八名	この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。	請願者 東京都南王子町三ノ一七 荒巻理太郎外十一名
紹介議員 佐多 忠隆君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(三通)	法務局職員の一万名増員等に関する請願(十二通)
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。	請願者 東京都八王子市上原方町二二九 馬場啓友外二名	法務局職員の一万名増員等に関する請願(十二通)
第三七三号 昭和四十二年三月六日受理	紹介議員 岡田 宗司君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(十二通)
法務局職員の一万名増員等に関する請願(四通)	請願者 福岡市舞鶴三ノ九ノ一五 柏木良勝外四名	法務局職員の一万名増員等に関する請願(十二通)
請願者 千葉県柏市光ヶ丘一、七六八 村井昭三外三名	紹介議員 佐多 忠隆君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(十二通)
紹介議員 大河原 次君	この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。	法務局職員の一万名増員等に関する請願(十二通)
この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。	請願者 熊本市出水町今八八三 小金丸薰外二名	法務局職員の一万名増員等に関する請願(十二通)
第三七四号 昭和四十二年三月六日受理	紹介議員 森中 守義君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(十二通)
法務局職員の一万名増員等に関する請願(十八通)	請願者 大阪市西区本田町四ノ一 島谷宗一郎外六名	法務局職員の一万名増員等に関する請願(十二通)
請願者 福岡市弓田町五〇ノ一 鈴木民子外十七名	紹介議員 近藤 信一君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(十二通)
紹介議員 鶴園 哲夫君	この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。	法務局職員の一万名増員等に関する請願(十二通)
第四一二号 昭和四十二年三月九日受理	紹介議員 北村 暢君	川崎敬雄外五名
法務局職員の一万名増員等に関する請願(八通)	請願者 東京都葛飾区西新小岩四ノ一七 三 守屋憲人外七名	この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。
第三四五号 昭和四十二年三月三日受理	紹介議員 大河原 一次君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
法務局職員の一万名増員等に関する請願(十五通)	請願者 大分市南王子町三ノ一七 荒巻理太郎外十一名	この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。
請願者 群馬県沼田市甲一、〇二六ノ二 小野瀬午二外四名	紹介議員 大和 与一君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
第四〇七号 昭和四十二年三月九日受理	紹介議員 大和 与一君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)	請願者 群馬県沼田市甲一、〇二六ノ二 小野瀬午二外四名	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
請願者 群馬県沼田市甲一、〇二六ノ二 小野瀬午二外四名	紹介議員 鶴園 哲夫君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
第四一二号 昭和四十二年三月九日受理	紹介議員 鶴園 哲夫君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
法務局職員の一万名増員等に関する請願(十五通)	請願者 山梨県都留市古川渡 小西良枝外十四名	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
請願者 群馬県沼田市甲一、〇二六ノ二 小野瀬午二外四名	紹介議員 中村 英男君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
第四〇八号 昭和四十二年三月九日受理	紹介議員 中村 英男君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)	請願者 福島県郡山市古川渡 小西良枝外十四名	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
請願者 福島県郡山市古川渡 小西良枝外十四名	紹介議員 佐多 忠隆君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
第四〇九号 昭和四十二年三月九日受理	紹介議員 佐多 忠隆君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)	請願者 石川県鹿島郡田鶴浜町宇田鶴浜二ノ一三 森野嘉七外五名	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
請願者 石川県鹿島郡田鶴浜町宇田鶴浜二ノ一三 森野嘉七外五名	紹介議員 近藤 信一君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
第四一〇号 昭和四十二年三月九日受理	紹介議員 近藤 信一君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通)	請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会議長 鈴木省吾	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会議長 鈴木省吾	紹介議員 山下 春江君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
第四一〇号 昭和四十二年三月九日受理	紹介議員 山下 春江君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通)	請願者 福島・宮城両県内国有林管轄の営林局設置に関する請願	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
請願者 福島・宮城両県内国有林管轄の営林局設置に関する請願	紹介議員 中村 英男君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
第四一〇号 昭和四十二年三月九日受理	紹介議員 中村 英男君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通)	請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会議長 鈴木省吾	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会議長 鈴木省吾	紹介議員 山下 春江君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
第四一〇号 昭和四十二年三月九日受理	紹介議員 山下 春江君	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)
法務局職員の一万名増員等に関する請願(七通)	請願者 福島・宮城両県における国有林野面積は、五十五万ヘクタールにおいて、これが治山、治水及び開発を図ることは、県政進展上欠くべからざることである。しかし、これを管轄する営林局は遠隔地にあるため、造林をはじめ各種の開発がおこなわれ、ひいては民有林の資源開発にも大きな支障をきたしている。	法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)

第三九四号 昭和四十二年三月八日受理

年金(恩給)の増額及び公立学校共済組合健康保険  
証の終身使用に関する請願(六通)

請願者 岐阜県中津川市旗子川六二六 王

野美一外八十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件  
を付託された。

一、総理府設置法の一部を改正する法律案

二、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

三、法務省設置法の一部を改正する法律案

四、厚生省設置法の一部を改正する法律案

五、農林省設置法の一部を改正する法律案

六、通商産業省設置法の一部を改正する法律案

七、労働省設置法の一部を改正する法律案

八、建設省設置法の一部を改正する法律案

九、自治省設置法の一部を改正する法律案

十、総理府設置法の一部を改正する法律案

十一、総理府設置法の一部を改正する法律案

十二、総理府設置法の一部を改正する法律案

十三、総理府設置法の一部を改正する法律案

十四、総理府設置法の一部を改正する法律案

十五、総理府設置法の一部を改正する法律案

十六、総理府設置法の一部を改正する法律案

十七、総理府設置法の一部を改正する法律案

十八、総理府設置法の一部を改正する法律案

十九、総理府設置法の一部を改正する法律案

二十、総理府設置法の一部を改正する法律案

二十一、総理府設置法の一部を改正する法律案

二十二、総理府設置法の一部を改正する法律案

二十三、総理府設置法の一部を改正する法律案

二十四、総理府設置法の一部を改正する法律案

二十五、総理府設置法の一部を改正する法律案

二十六、総理府設置法の一部を改正する法律案

二十七、総理府設置法の一部を改正する法律案

ンター」に改める。

第八条第二号中「航空宇宙技術研究所」を削

ること。

金属材料技術研究所は、次に掲げる事務をつ

かさどる機関とする。

一、金属材料その他これに類する材料の品質の  
改善を図るために必要な研究及び試験を行なう  
こと。

二、委託に応じ、前号の研究及び試験を行なう  
こと。

三、委託に応じ、人工衛星の追跡を行なうこと。

四、第二十条の二第一項第三号中「前号」を「前二号」  
に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の  
一号を加える。

五、第二十条の二第三項中「内部組織」の下に「並び  
に支所の名称、位置及び内部組織は、前項に規定  
するもののほか、」を加え、同項を同条第四項と  
し、同項の前に次の二項を加える。

六、内閣総理大臣は、第一項第二号及び第三号の  
追跡に関する事務を分掌させるため、沖縄島に

宇宙開発推進本部沖縄電波追跡所(次条において  
「沖縄電波追跡所」という)を設けるほか、宇  
宙開発推進本部の事務を分掌させるため、所要

の地に宇宙開発推進本部の支所を設けることが  
できる。

七、内閣総理大臣は、第一項第二号及び第三号の  
追跡に関する事務を分掌させるため、沖縄島に

宇宙開発推進本部沖縄電波追跡所(次条において  
「沖縄電波追跡所」という)を設けるほか、宇  
宙開発推進本部の事務を分掌させるため、所要

の地に宇宙開発推進本部の支所を設けることが  
できる。

八、内閣総理大臣は、第一項第二号及び第三号の  
追跡に関する事務を分掌させるため、沖縄島に

宇宙開発推進本部沖縄電波追跡所(次条において  
「沖縄電波追跡所」という)を設けるほか、宇  
宙開発推進本部の事務を分掌させるため、所要

の地に宇宙開発推進本部の支所を設けることが  
できる。

九、内閣総理大臣は、第一項第二号及び第三号の  
追跡に関する事務を分掌させるため、沖縄島に

宇宙開発推進本部沖縄電波追跡所(次条において  
「沖縄電波追跡所」という)を設けるほか、宇  
宙開発推進本部の事務を分掌させるため、所要

の地に宇宙開発推進本部の支所を設けることが  
できる。

十、内閣総理大臣は、第一項第二号及び第三号の  
追跡に関する事務を分掌させるため、沖縄島に

宇宙開発推進本部沖縄電波追跡所(次条において  
「沖縄電波追跡所」という)を設けるほか、宇  
宙開発推進本部の事務を分掌させるため、所要

の地に宇宙開発推進本部の支所を設けることが  
できる。

十一、内閣総理大臣は、第一項第二号及び第三号の  
追跡に関する事務を分掌させるため、沖縄島に

宇宙開発推進本部沖縄電波追跡所(次条において  
「沖縄電波追跡所」という)を設けるほか、宇  
宙開発推進本部の事務を分掌させるため、所要

の地に宇宙開発推進本部の支所を設けることが  
できる。

十二、内閣総理大臣は、第一項第二号及び第三号の  
追跡に関する事務を分掌させるため、沖縄島に

宇宙開発推進本部沖縄電波追跡所(次条において  
「沖縄電波追跡所」という)を設けるほか、宇  
宙開発推進本部の事務を分掌させるため、所要

の地に宇宙開発推進本部の支所を設けることが  
できる。

十三、内閣総理大臣は、第一項第二号及び第三号の  
追跡に関する事務を分掌させるため、沖縄島に

宇宙開発推進本部沖縄電波追跡所(次条において  
「沖縄電波追跡所」という)を設けるほか、宇  
宙開発推進本部の事務を分掌させるため、所要

の地に宇宙開発推進本部の支所を設けることが  
できる。

十四、内閣総理大臣は、第一項第二号及び第三号の  
追跡に関する事務を分掌させるため、沖縄島に

宇宙開発推進本部沖縄電波追跡所(次条において  
「沖縄電波追跡所」という)を設けるほか、宇  
宙開発推進本部の事務を分掌させるため、所要

の地に宇宙開発推進本部の支所を設けることが  
できる。

年金(恩給)の増額及び公立学校共済組合健康保険  
証の終身使用に関する請願(六通)

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件  
を付託された。

一、総理府設置法の一部を改正する法律案

二、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

三、法務省設置法の一部を改正する法律案

四、厚生省設置法の一部を改正する法律案

五、農林省設置法の一部を改正する法律案

六、通商産業省設置法の一部を改正する法律案

七、労働省設置法の一部を改正する法律案

八、建設省設置法の一部を改正する法律案

九、自治省設置法の一部を改正する法律案

十、総理府設置法の一部を改正する法律案

十一、総理府設置法の一部を改正する法律案

十二、総理府設置法の一部を改正する法律案

十三、総理府設置法の一部を改正する法律案

十四、総理府設置法の一部を改正する法律案

十五、総理府設置法の一部を改正する法律案

十六、総理府設置法の一部を改正する法律案

十七、総理府設置法の一部を改正する法律案

十八、総理府設置法の一部を改正する法律案

十九、総理府設置法の一部を改正する法律案

二十、総理府設置法の一部を改正する法律案

二十一、総理府設置法の一部を改正する法律案

二十二、総理府設置法の一部を改正する法律案

二十三、総理府設置法の一部を改正する法律案

二十四、総理府設置法の一部を改正する法律案

二十五、総理府設置法の一部を改正する法律案

二十六、総理府設置法の一部を改正する法律案

二十七、総理府設置法の一部を改正する法律案

二十八、総理府設置法の一部を改正する法律案

二十九、総理府設置法の一部を改正する法律案

三十、総理府設置法の一部を改正する法律案

三十一、総理府設置法の一部を改正する法律案

三十二、総理府設置法の一部を改正する法律案

同表人吉農芸学院の項中「熊本県球磨郡錦村」を  
「熊本県球磨郡錦町」に改める。

別表十二中

仙台入国管理事務所釜石港出張

仙台入国管理事務所小名浜

仙台入国管理事務所秋田港

別表五中

釜石市

3

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する  
法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第  
三項、第三条、第四条、第十条(第三項を除く。)  
及び第二十二条第二項の規定は、第一項の俸  
給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在  
勤手当の支給について準用する。この場合にお  
いて、これらの規定中「大使及び公使以外の在  
外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職  
員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と  
、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」と  
あるのは「在勤手当」と、第四条第一項中  
「特別職の職員の給与に関する法律第八条並び  
に一般職の職員の給与に関する法律」とあるの  
は「一般職の職員の給与に関する法律」と、第十  
条第二項中「外国」とあるのは「宇宙開発推進本  
部沖縄電波追跡所の所在地」と、同条第五項中  
「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰國を許さ  
れた」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と  
読み替えるものとする。

第二十四条中「千九百五人」を「二千三人」に改め

別表五中

茨城農芸学院







昭和四十二年三月二十八日印刷

昭和四十二年三月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局